

直方市外国語指導助手派遣業務条件付公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本要領は、外国語指導助手（Assistant Language Teacher 以下「ALT」という。）の派遣業務に係る事業者の選定において、事業者の技術能力や意欲等を勘案し、より質の高い体制を確保するため、公募によるプロポーザル方式での事業者選定を実施することについて必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

- （1）業務名：直方市外国語指導助手派遣業務
- （2）業務内容：別紙「直方市外国語指導助手派遣業務仕様書」のとおり
- （3）契約期間：令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

3 予算額

見積の上限額及び各年度における上限額は、以下のとおりとする。

上限額	単価（税抜き）	消費税及び地方消費税含む
見積上限額	59,040,000 円	64,944,000 円
令和 8 年度見積上限額	19,680,000 円	21,648,000 円
令和 9 年度見積上限額	19,680,000 円	21,648,000 円
令和 10 年度見積上限額	19,680,000 円	21,648,000 円

※ 契約期間中の賃金水準・物価水準の変動について勘案したうえで積算すること。

4 参加資格

参加資格は以下のとおりとし、参加申込書提出時点においていずれにも該当すること。

- （1）令和 7 年度直方市物品・役務等入札参加資格者名簿に登録されており、本市から指名停止措置を受けている期間中でない者であること。
- （2）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- （3）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者であること、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- （4）労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）第 5 条に定める労働者派遣事業の許可を有する者であること。
- （5）令和 4 年度から令和 6 年度までの間に、小・中学校に対する ALT の派遣を目的とする

地方公共団体発注の契約実績を有する者であること。

(6) 法人等の代表者等(非常勤を含む役員及び経営に事実上参加している者)が、次の事項に該当しない者であること。

- ア) 代表者等が暴力団(「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げるもの。以下同様。)関係者である場合。
- イ) 代表者等が暴力団関係者を使用した場合。
- ウ) 代表者等が暴力団関係者に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えた場合。
- エ) 代表者等が暴力団関係者と交際等を有している場合。

5 スケジュール

実施内容	実施期間又は期日
公募の公告	令和8年2月6日(金)
参加申込期間	令和8年2月6日(金)～令和8年2月20日(金)
質問受付期間	令和8年2月6日(金)～令和8年2月18日(水)
質問回答期限	令和8年2月24日(火)
企画提案書提出期限	令和8年2月27日(金)
第1次審査(書類審査)	令和8年3月4日(水)
第1次審査結果の通知	令和8年3月6日(金)
参加辞退届提出期限	令和8年3月11日(水)
第2次審査(プレゼンテーション)	令和8年3月18日(水)
審査結果通知	令和8年3月23日(月)
契約締結	令和8年4月1日(水)

6 参加申込

本プロポーザルに参加を希望する事業者は、本要領、別紙仕様書及び関係法令等の各規定を確認のうえ、次に掲げる書類を提出すること。ただし、追加で市が必要と認める書類がある場合、これに応じること。

なお、書類提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに参加辞退届(様式7)を本要領15に規定する事務局(以下「事務局」という。)に提出すること。

(1) 提出書類

- ア) 資格審査に係る提出書類(各1部)
 - ・参加申込書(様式1)
 - ・会社概要書(様式2)
 - ・一般労働者派遣事業許可証の写し

- ・令和 4 年度から令和 6 年度までの地方公共団体からの業務受託実績（様式 3）

イ) 企画提案に係る提出書類（本要領 8 の企画提案書作成方法を要参照。）

- ・企画提案書（表紙）（様式 5）

- ・企画提案書（任意様式）

- ・見積書（様式 6）及び見積内訳明細書（任意様式）

（2）提出期限及び時間

資格審査並びに企画提案に係る各提出書類の期限は、次のとおりとする。

ア) 資格審査に係る提出書類：令和 8 年 2 月 20 日（金）

イ) 企画提案に係る提出書類：令和 8 年 2 月 27 日（金）

なお、いずれの場合も受付は、土、日及び祝日を除く、8 時 30 分から 17 時までとする（必着）。

（3）提出方法

資格審査並びに企画提案に係る各提出書類の提出方法は、次のとおりとする。

ア) 資格審査に係る提出書類：電子メール（要受信確認）、郵送または持参

イ) 企画提案に係る提出書類：郵送または持参

なお、郵送にて提出する場合、配達記録の残るもの（郵便局による一般書留、簡易郵便又は総務省の許可を受けた民間事業者が行う書留サービスが付加された信書便その他配達記録が残る信書便）にて提出すること。

（4）提出先

事務局まで提出すること。

7 質問の受付及び回答方法

（1）質問方法

本プロポーザルに関して質問がある事業者は、質問書（様式 4）を電子メールに添付して、事務局のメールアドレス宛に送信し、受信確認の電話連絡をすること。

なお、電話又は口頭による質問は受け付けない。また、受付期間以降の質問も、一切受け付けない。

（2）受付期限

令和 8 年 2 月 18 日（水）17 時まで（必着）

（3）回答方法

令和 8 年 2 月 24 日（火）までに、全参加事業者の担当者メールアドレス宛に送信するものとする。

8 企画提案書作成方法

(1) 作成における留意事項

- ・企画提案は1事業者につき1案とする。
- ・提出書類は、正本1部、副本8部とする。なお、副本には会社名やロゴマークなど事業者が特定される情報を除き、参加申込書受理時に事務局が指定するプレゼンテーション審査用の名称を記載すること。
- ・様式は、A4判左綴じ、縦型、長辺綴じとする。
- ・文字は、サイズ10ポイント以上であり、横書きとする。
- ・枚数は、表紙を除き10枚（両面20ページ）以内とし、ページ数を付番すること。
- ・文章を補完するために、イメージ図又は図面等を使用して差し支えない。ただし、制限枚数の範囲に収めること。
- ・付属資料の提出は認めるが、評価は行わない。

(2) 提案内容

企画提案書は別表の内容を含み、簡潔に記載すること。

9 審査方法

(1) 資格審査（第1次審査）

参加事業者が5者以上となった場合は、直方市外国語指導助手派遣業務プロポーザル評価委員会（以下「評価委員会」という。）が第1次審査（書類審査）を実施し、提案事業者を4者選定するものとする。なお、参加事業者が4者以下の場合は、第1次審査は実施せず、第2次審査のみ行う。

審査結果に係る通知は、全参加事業者に書面及び電子メールにて通知する。非選定理由の照会方法については、本要領11の方法によること。

(2) プrezentation審査（第2次審査）の概要

第1次審査を通過した提案事業者（失格者を除く。）について、第2次審査として以下のとおりプレゼンテーション及びヒアリングを行う。

- ・実施日 令和8年3月18日（水）
- ・会場 直方市役所（直方市殿町7番1号）
- ・提案時間 20分
- ・質疑応答 10分
- ・参加人数 3人以内

(3) プrezentation審査（第2次審査）の留意事項

- ア) 提出した企画提案書に基づき、プレゼンテーションを実施すること。

- イ) 実施日の開催時間、開催場所については、実施日の2日前までに提案事業者へ電子メールにて連絡する。なお、提案事業者のプレゼンテーションの順番については、参加申込書の受付順とする。
- ウ) パソコンの画面等をスクリーンに投影する方法で提案及び説明を行う場合は、提案事業者が機材等を持参すること。なお、スクリーンの代替として、会場の壁面に投影することも可とする。また、延長コードについては市が準備をする。
- エ) 機材等の設定及び撤収に要する時間は、提案時間に含めない。
- オ) プrezentationにおいて、会社名が判る口頭での説明や、画面上での会社名の記載は行わないこと。

10 評価方法

- (1) 第1次審査における評価は、企画提案書及び見積金額によって行う。
- (2) 第2次審査における評価は、企画提案書、プレゼンテーション及び見積金額の総合評価によって行う。
- (3) 評価項目、評価のポイント及び配点については、別表のとおり。
- (4) 別表の(1)企画提案書に関する評価は、評価委員会の各委員の評価点を評価項目毎に平均化し、100点満点に換算（評価項目毎の点数は、小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位までとする。）した数値とする。
- (5) 別表の(2)見積書に関する評価式は、以下のとおり（小数点第2位を四捨五入）。
「得点=配点×（最低金額提案事業者の金額÷当該提案事業者の金額）」
- (6) 上記(4)及び(5)を合算した総合点が最も高い者を契約の相手方の候補者として選定する。ただし、総合点が60点未満の場合は、候補者を選定せず、プロポーザルの手続きを中止するものとする。
- (7) 最高点の者が複数の場合は、見積書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。なお、見積金額も同額の場合、くじ引きにより契約の相手方を選定する。

11 審査結果

- (1) 通知・公表

候補者選定後、提案事業者全員に選定又は非選定の結果を令和8年3月24日（火）に電子メールにより通知する。また、選定された候補者については、同日市ホームページにて公表する。

- (2) 非選定理由の照会

非選定となった提案事業者は、書面（任意様式）により、直方市長に対して自身の「得点」及び「順位」についてのみ照会することができる。

12 欠格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合又は満たさなくなった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合又は提出書類に不備があった場合
- (3) 本要領で定めた提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合
- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (5) プレゼンテーション審査を正当な理由なく欠席した場合
- (6) 見積書の金額が本要領3に記載する予算額を超過した場合
- (7) 選定に係る評価委員会委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- (8) 前各号に定めるもののほか、著しく信義に反する行為があった場合

13 契約締結

契約予定事業者と契約に向けた協議を行う。なお、契約予定事業者と契約内容等に関する協議が成立しないとき又は契約の締結までに受注候補者が参加資格を失った場合は、次点の事業者を契約予定事業者に繰り上げ、契約の協議を行うものとする。

14 その他

- (1) 提出された書類は返却しない。また、提出後の差替え及び追加、削除は認めない。
- (2) 提出された書類は、提出者に無断で本プロポーザルに係る審査以外に利用しない。
- (3) 本提案に係る書類作成及び提出費用等、必要経費は全て事業者の負担とする。
- (4) 受注候補者の決定に関する異議申し立ては一切受け付けない。
- (5) 本手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本の通貨に限る。
- (6) 電子メール等の通信事故については、市はいかなる責任も負わない。
- (7) 本要領、仕様書及び各様式等は、市ホームページに掲載する。
- (8) 提案事業者が1事業者であっても、本プロポーザルは実施する。本プロポーザルに参加する事業者がいなかった場合は、ただちに公募を中止のうえ、新しいスケジュールで再度プロポーザルを公告、実施する。
- (9) 企画提案書その他提出資料は、直方市情報公開条例（平成31年条例第3号）に基づき公開の請求があった場合には、その対象となる。
- (10) 本業務は、直方市公契約条例（平成25年条例第28号）の対象案件とする。
- (11) 本要領に記載がない事項については、双方協議の上、これを定めるものとする。

15 事務局（問い合わせ先）

〒822-8501 福岡県直方市殿町7-1 直方市役所 2階26番窓口

直方市教育委員会 学校教育課

（本業務の手続に関する問い合わせ）担当：黒岩（クロイワ）

（本業務の実務に関する問い合わせ）担当：大田（オオタ）

TEL：0949-25-2323（直通） E-mail：n-gakkou@city.nogata.lg.jp

別表

直方市外国語指導助手派遣業務条件付公募型プロポーザル 評価項目及び配点

(1) 企画提案書

評価項目及びその内容	配点
1 全体概要	10点
(1) 会社の提案するコンセプト、外国語教育に対する理念や経営方針	5点
(2) 令和4年度から令和6年度における同種の受託実績	5点
2 外国語教育への取組み	25点
(1) 教職員に対する研修・教育プログラム・教材の提供など教職員との連携	5点
(2) 学習指導要領に則った主体的・対話的で深い学びの実現に向けた指導	10点
(3) ALTの効果的活用法など、市の外国語教育への質の高い授業の提案	10点
3 ALTの採用、研修体制、業務評価	30点
(1) 業務を安定的に実施できる組織体制、仕様書に定める人員の質の担保	10点
(2) 身元保証ができ、必要な学歴や指導経験がある者を採用する採用基準等	5点
(3) 学校配置前後のALTの質向上に向けた定期的な研修やフォローアップ	5点
(4) ALTの勤務状況や教育委員会・学校からの要望等への業務改善策等	10点
4 ALTの労務管理、連絡調整体制	20点
(1) ALTの労務管理及び勤怠管理を確実に行うことができる体制	5点
(2) 教育委員会及び学校とALTとの連絡調整がスムーズに行える体制	10点
(3) 学校との定期的な対話機会を創出し、迅速かつ的確に対応可能な措置	5点
5 危機管理体制	15点
(1) ALTが病気等により業務できない場合の報告・連絡体制及び代替措置	5点
(2) 台風到来やインフルエンザ等による突然の授業日程変更対応	5点
(3) ALTの事件・事故等の対応体制及びALTの代替・交代要望への対応	5点
合計	100点

(2) 見積書

評価項目及びその内容	配点
6 見積価格評価	
見積金額	20点